

# 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の

## 改正概要について

H 2 9 . 7 . 1 4

高知県総務部税務課

### ○趣旨

過疎地域における県税の課税免除の対象となる事業用設備に、農林水産物等販売業用設備が新たに追加され、情報通信技術利用事業用設備が削除されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものです。

### ○施行期日

公布の日（平成29年7月14日）